

後期高齢者医療保険料のあらまし

(令和8年度)

1 賦課の根拠

高齢者の医療の確保に関する法律及び福岡県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療に関する条例の規定により賦課したものです。

2 賦課期日 毎年4月1日現在

3 保険料算出方法 ※医療保険料分を「医療分」、子ども・子育て支援金分を「子ども分」と表記しています。

保険料の年額は、「医療分」と「子ども分」の額の合計です。「医療分」、「子ども分」の額は、それぞれ被保険者全員に均等に賦課する「均等割額」と所得に応じて賦課する「所得割額」の合計です。

| | | | |
|----------------|---------------------------|-----------------------------|--------------------------------|
| 保険料(年額) | | 均等割額(被保険者全員が負担) | 所得割額(所得に応じて負担) |
| 医療分 | 均等割額と所得割額の合計 (上限85万円) | 66,340円 世帯所得に応じて軽減あり(下表) | (総所得金額等※1－基礎控除額※2) × 11.70% |
| 子ども分 | 均等割額と所得割額の合計 (上限2万1千円) | 1,339円 世帯所得に応じて軽減あり(下表) | (総所得金額等※1－基礎控除額※2) × 0.25% |

※1 公的年金等の所得＋給与所得＋その他の所得

※2 合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円。2,400万円を超える場合は異なります。

◆均等割額の軽減

世帯の所得状況に応じて、均等割額(医療分66,340円、子ども分1,339円)を軽減します。

令和8年度においては、均等割額(医療分)の7割軽減(本則)が**特例により7.2割軽減**になります。

ただし、同一世帯※3内の被保険者及び世帯主に所得が不明な方がいる場合、軽減されません。

| 対象者の所得要件 同一世帯※3内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額※4の合計額 | 軽減割合(軽減後の均等割額の年額) | |
|---|-------------------|--|
| | 本則 | 令和8年度 |
| 43万円(基礎控除額)＋10万円×(給与所得者等の数－1)※5 以下 | 7割 | 7.2割(医療分 18,575円) 7割(子ども分 401円) |
| 43万円(基礎控除額)＋31万円×被保険者数＋10万円×(給与所得者等の数－1)※5 以下 | 5割 | 5割 医療分33,170円、子ども分669円 |
| 43万円(基礎控除額)＋57万円×被保険者数＋10万円×(給与所得者等の数－1)※5 以下 | 2割 | 2割 医療分53,072円、子ども分1,071円 |

※3 「同一世帯」とは、4月1日時点(年度途中で75歳になる方、県外からの転入者等はその時点)の世帯が基準となります。

※4 「軽減対象所得金額」とは、基本的に総所得金額等と同額ですが、満65歳以上の方の公的年金は、「公的年金等収入－公的年金等控除額－特別控除額(最大)15万円」となる等、例外があります。

※5 下線部の計算式は、同一世帯内の被保険者または世帯主のうち2人以上が、給与所得または公的年金等に係る所得を有する場合に適用されます。また、下線部中の「給与所得者等の数」を算定する際、給与所得控除を65万円ではなく55万円で算定します。

◆後期高齢者医療制度に加入される前日に社会保険の被扶養者であった方への軽減

| | | | |
|--------------|------|------------|---------|
| 均等割額 : 5割軽減 | | 所得割額: 負担なし | |
| 軽減後の均等割額(年額) | 医療分 | | 33,170円 |
| | 子ども分 | | 669円 |

※ 均等割額の軽減については、制度加入後2年間限りです。

※ 均等割額が7割(7.2割)軽減に該当する方は、7割(7.2割)軽減が優先となります。

※ 社会保険とは、協会けんぽ(全国健康保険協会管掌健康保険)、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合など(任意継続加入者も含む)になります。ただし、国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

4 月割賦課 賦課期日以降に納付義務及び資格の発生・消滅がある場合は、月割で算定されます。

5 保険料の減免

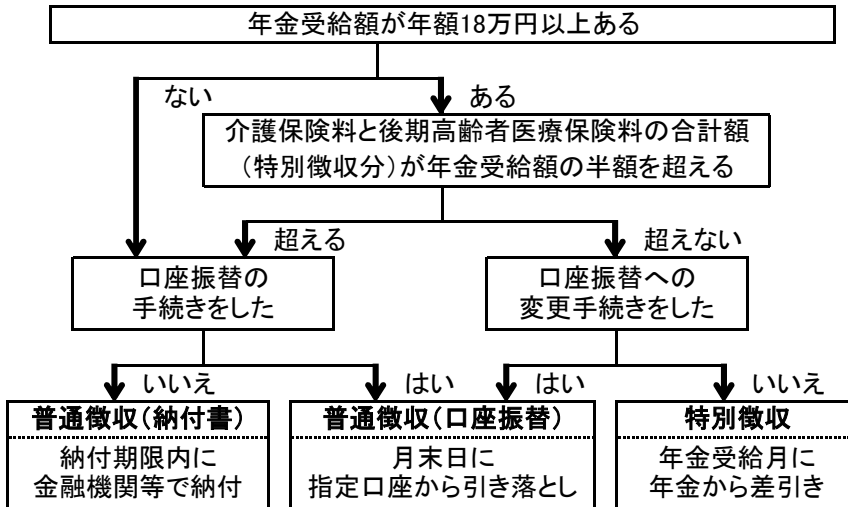
災害や心身の故障、事業の休廃止による収入の著しい減少など、特別な事情により保険料を納めることが著しく困難になったときは、申請により保険料が減免される場合があります。

6 徴収の根拠

高齢者の医療の確保に関する法律、同法施行令、同法施行規則及び春日市後期高齢者医療に関する条例の規定により、徴収するものです。

7 保険料の納め方

原則として特別徴収(年金から差引き)ですが、年金の額等によっては、普通徴収(納付書払いや口座振替)となります。特別徴収対象の年金は、種類等により優先順位が定められています。複数の年金を受給している場合、最も優先順位の高い年金のみで特別徴収の判定がなされるため、年金受給額が年額18万円以上でも特別徴収にならないことがあります。



年金保険者による優先順位

- 1 厚生労働大臣(日本年金機構)
- 2 国家公務員共済
- 3 私学共済
- 4 地方公務員共済

年金の種類による優先順位

- 1 老齢基礎年金
- 2 国民年金老齢年金等
- 3 厚生年金老齢年金等
- 4 船員保険老齢年金等
- 5 退職年金等
- 6 障害年金・遺族年金等

※ 国民健康保険税で口座振替だった方も、新たに口座振替手続きが必要です。

社会保険料控除について

後期高齢者医療制度の保険料は、所得税及び住民税の申告の際に社会保険料控除の対象になります。特別徴収から口座振替に変更した場合、社会保険料控除の適用となる対象者が変わること、世帯全体の所得税及び住民税の負担額が変化する場合があります。(負担額の変化は世帯状況などにより異なります。)

- ◆ 特別徴収の場合 保険料を支払った方は、年金受給者＝被保険者であるため、被保険者本人に適用されます。
- ◆ 普通徴収の場合 保険料を実際に支払った方(本人又は生計を一にする親族)に適用されます。

8 保険料を納期限までに納められなかった場合

納期限の翌日から納付日までの日数に応じ、次の割合で計算した延滞金が加算されます。

(1) 納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間 … 納付金額に対して年7.3%

ただし、年7.3%の割合は、特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に1%の割合を加算した割合)に年1%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては当該特例基準割合に年1%を加算した割合となります。

(2) その後の期間 … 納付金額に対して年14.6%

ただし、特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合)に年7.3%を加算した割合が14.6%に満たない場合は、その年中においては当該特例基準割合に年7.3%を加算した割合となります。

延滞金は、計算の基礎となる納付額が、2,000円未満のときには計算されません。また、納付金額に1,000円未満の端数があるときには、その端数は切り捨てて計算します。

延滞金が1,000円未満のときはその全額、延滞金に100円未満の端数があるときはその端数金額は納める必要がありません。

9 保険料の納付義務について

高齢者の医療の確保に関する法律第108条第2項、第3項の規定に基づき世帯主及び配偶者は、被保険者と連帯して当該保険料の納付義務を負います。

10 不服申立て及び取消訴訟

この保険料の賦課及び徴収に関する処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県後期高齢者医療審査会(事務局:福岡県医療保険課内 電話 092-643-3252(直通))に対して審査請求をすることができます。

なお、この保険料の賦課及び徴収に関する処分の取消しの訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。

賦課処分の取消しの訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、福岡県後期高齢者医療広域連合を被告(代表者は、福岡県後期高齢者医療広域連合長)として提起できます。

また、徴収処分の取消しの訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、春日市を被告(代表者は、春日市長)として提起できます。

ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。